

協會活動報告



公益財団法人

日本知的障害者福祉協会
末吉 孝徳

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の ポイント

報酬改定率について

令和 6 年度 障害福祉サービス等報酬改定率

+ 1.12 %

改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、
それを合わせれば改定率 + 1.5 % を上回る水準 となる見込み

令和 6 年度 介護報酬改定率

<u>+ 1.59 %</u>	うち処遇改善分	0.98 %
	その他改定	0.61 %

改定率の外枠として処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、
光熱水費の基準費用額による介護施設の増収効果として、
+ 0.45 % 相当の改定が見込まれ、合計 + 2.04 % 相当 となる見込み

令和 6 年度 診療報酬改定率

本体	+ 0.88 %	薬価・材料価格	▲ 1.00 %
----	----------	---------	----------

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- **福祉・介護職員等処遇改善加算**を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の**基本給等**（※1）について、令和5年度と令和6年度を比較すると**12,860円の増（+5.34%）**となっている。
- また、**平均給与額**（※2）については、令和5年度と令和6年度を比較すると**19,970円の増（+6.49%）**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基 本 給 等（常勤の者）	240,850円	253,710円	+12,860円
平 均 給 与 額	307,750円	327,720円	+19,970円

※1 基本給等 = 基本給（月額）+ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査（R6.9時点）	参考）国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	87.0%	87.7% ※
① 新加算Ⅰ	49.5%	41.4% ※
② 新加算Ⅱ	18.7%	27.8% ※
③ 新加算Ⅲ	12.3%	11.9% ※
④ 新加算Ⅳ	3.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	2.9%	4.0% ※

※ 国保連データ（令和6年9月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）	15.2%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）	77.8%

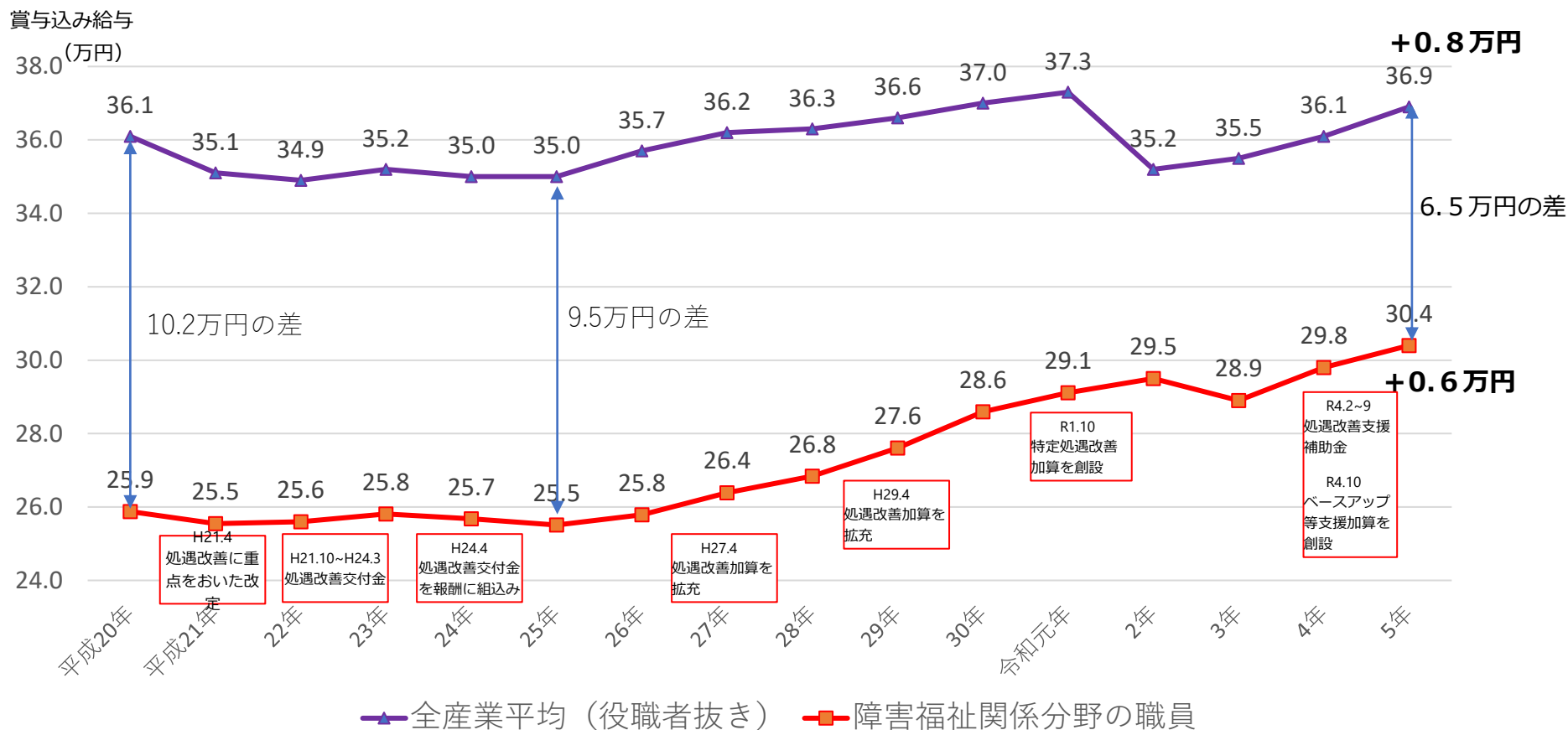
福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載 ※その他を除く	
事務作業が煩雑	32.4%
届出に必要となる事務を行える職員がいない	17.3%
算定要件を達成できない	15.2%
賃金改善の必要性がないため	11.3%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	69.0%
定期昇給	40.6%
各種手当の新設	19.4%
既存の各種手当の引き上げ	23.6%
賞与等の引き上げまたは新設	50.6%

給与等の引き上げの対象者	
施設・事業所の職員全員	56.0%
調査対象サービスの従事者全員	9.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	10.4%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	13.6%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	80.5%
事務員	35.6%
看護職員	27.1%
福祉・介護職員以外の配置指導員等（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等）	18.9%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）、心理指導担当職員	18.2%

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 障害福祉関係分野の職員について、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。

令和2年～令和5年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

「障害福祉現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」

調査結果の公表

令和6年10月2日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会

日本知的障害者福祉協会・全国社会就労センター協議会・全国身体障害者施設協議会は、障害児者の生命を守り、希望する生活を支援する施設・事業所を会員とする団体である。

このたび三団体合同で「障害福祉現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」を実施した。1,343の会員施設・事業所の回答結果を公表する。

調査結果による物価高騰の影響は、上昇・高止まり傾向であることが見てとれる。

そして特に、障害福祉従事者の処遇実態に注目した。

各施設・事業所での処遇改善加算の活用と経営努力により、給与面の待遇は上昇傾向にあると見てとれるが、賃上げ実態や平均給与は、企業春闘の回答や人事院勧告による改善に遠く及ばない。

民間企業の平均給与との差額50万円超の格差を埋めることは非常に難しい。他産業との人材確保競争が厳しくなるなか、医療・福祉を学んだ有資格者が経済的理由で他産業に流出することは、専門性を維持し質を担保するうえで大きな損失であり、強い危機感を表明する。

「障害福祉現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」結果について

1. 今回の調査では、処遇改善加算の拡充により、正職員の賃上げ額は前年度比59%増の7,779円、賃上げ率は3.18%であった。

新加算「福祉・介護職員等処遇改善加算」の取得率は全体の95.9%であり、最も加算単位数の高い同加算(Ⅰ)を約8割に上る事業所が取得した。しかしながら賃上げ額・賃上げ率は、7,779円・3.18%増のアップにとどまる。

2. 一方で、連合調査では春闘引き上げ率5.1%（中小企業4.45%）と、1991年以来33年ぶりに5%を超える高い水準となった。

また人事院勧告による給与改善も顕著である。他産業との賃金格差は拡大傾向で埋めることは難しく、人材確保の困難さと人材流出に拍車をかける。

国税庁「令和5年分民間給与実態統計調査」結果にみる全業種の平均給与は460万円である一方、医療・福祉業種の平均給与は404万円である。平均給与額50万円超の賃金格差を埋めることは非常に難しい。

さらに、令和6年8月の人事院勧告は「民間企業の賃上げの状況を反映し」て、定期昇給分にベースアップ分2.76%（全体平均で11,183円）を加え4.4%の給与改善と発表された。

これでは民間企業の給与や人事院勧告の給与改善には到底追いつけない。

とくに有資格者などが経済的理由で他産業に流出することは、専門性を維持し質を担保するうえで大きな損失である。

3. サービスの質を維持し担保するためには、人材の確保が喫緊の課題である。早急に全産業と遜色のない水準までのさらなる賃上げ策が必要であり、現状に強い危機感を表明する。

「障害福祉現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」結果

令和6年10月2日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会

1 調査概要

令和6年8月20日～9月6日、日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会および全国身体障害者施設協議会に所属する施設・事業所を対象に調査を実施し、1,343事業所が回答。

注：集計に当たっては、一部、外れ値を除外した。

回答した事業所のサービス類型別の構成比率

サービス類型	比率
日中活動系	39.1%
訓練系・就労系	16.3%
施設系	15.5%
相談系	12.2%
居住支援系	6.5%
障害児系	6.0%
訪問系	4.3%

2 物価高騰関係

(ア) 光熱水費

年月	平均支出額	増加率
令和4年6月	552,227円	
令和5年6月	563,766円	2.1%
令和6年6月	558,215円	-1.0%

(イ) 給食用材料費・給食委託費

年月	平均支出額	増加率
令和4年6月	1,242,265円	
令和5年6月	1,291,264円	3.9%
令和6年6月	1,309,331円	1.4%

3 賃上げ関係

(ア) 福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）の取得状況（令和6年6月）

加算（Ⅰ）	79.1%
加算（Ⅱ）	5.1%
加算（Ⅲ）	7.7%
加算（Ⅳ）	2.1%
加算（Ⅴ）	1.8%
なし	1.6%
加算対象外	2.5%

(イ) 正社員の賃上げ額（月額）

	賃上げ額		賃上げ率（※1）	
		ベア分		ベア分
令和5年度	4,899円	2,072円	2.04%	0.86%
令和6年度（※2）	7,779円	4,063円	3.18%	1.66%

※1：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づく障害福祉分野の令和4年所定内給与240,100円及び令和5年所定内給与245,000円に基づき算出。

※2：令和6年度処遇改善加算の活用状況は以下のとおり。

- ・加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定） 86.8%
- ・加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定） 12.1%
- ・加算なし 1.1%

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてのポイント

<各事業における個別の事項>

【生活介護】

○基本報酬等

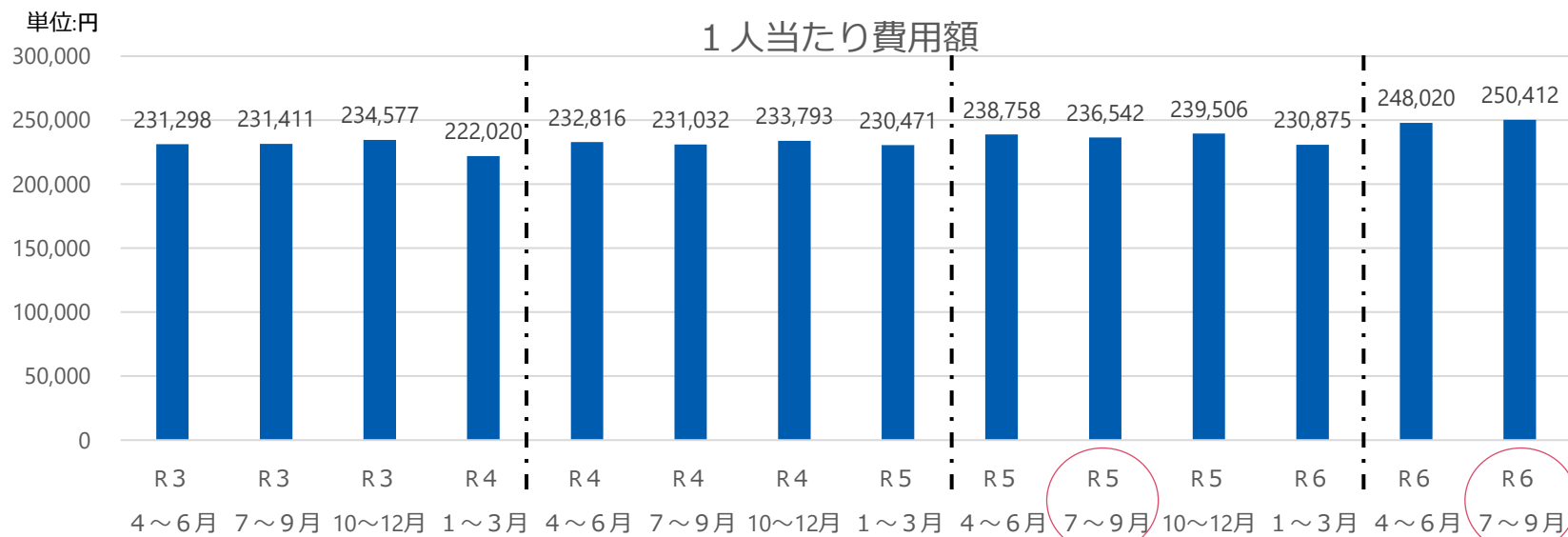
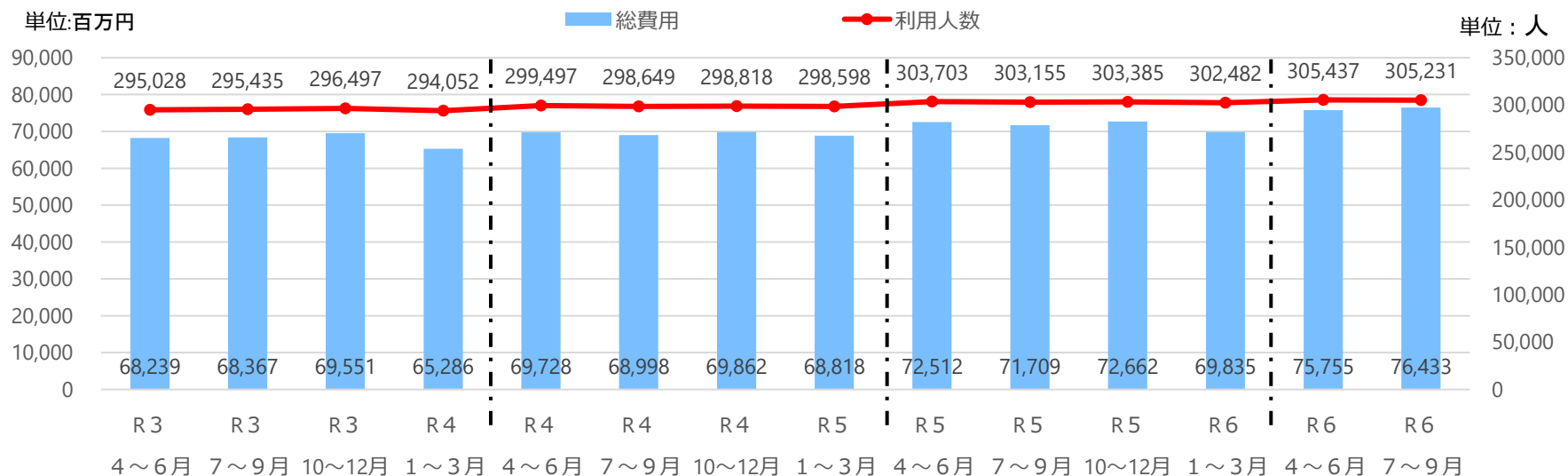
- ・日額制からサービス提供時間別の報酬へ変更
 - ➡サービス提供時間別(4時間未満、4～5時間、……8～9時間)の区分設定
 - ▲サービス提供時間を考慮した職員配置とする
 - ▲短時間利用者や、長時間の送迎が必要な利用者への配慮規定を設ける
- ・報酬上の定員区分の変更
 - ➡現行の20人ごとの報酬設定を10人ごとの設定に変更(施設入所支援と同様)

○各種加算等

- ・延長支援加算の拡充
- ・人員配置体制加算の拡充 ➡ 現行の1.7対1 の配置を上回る1.5対1の上位区分を設定
- ・食事提供体制加算の継続(条件付き)
 - ➡栄養士(外部委託可)が献立作成に関わる、摂食量の記録、定期的な体重測定とBMIの記録等
- ・福祉専門職員配置等加算の拡充
 - ➡福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)と(Ⅲ)との併給を可能とする
- ・入浴支援加算の新設
- ・重度障害者支援加算の見直し

(21～22ページ参照、生活介護、短期入所、グループホームも同様)

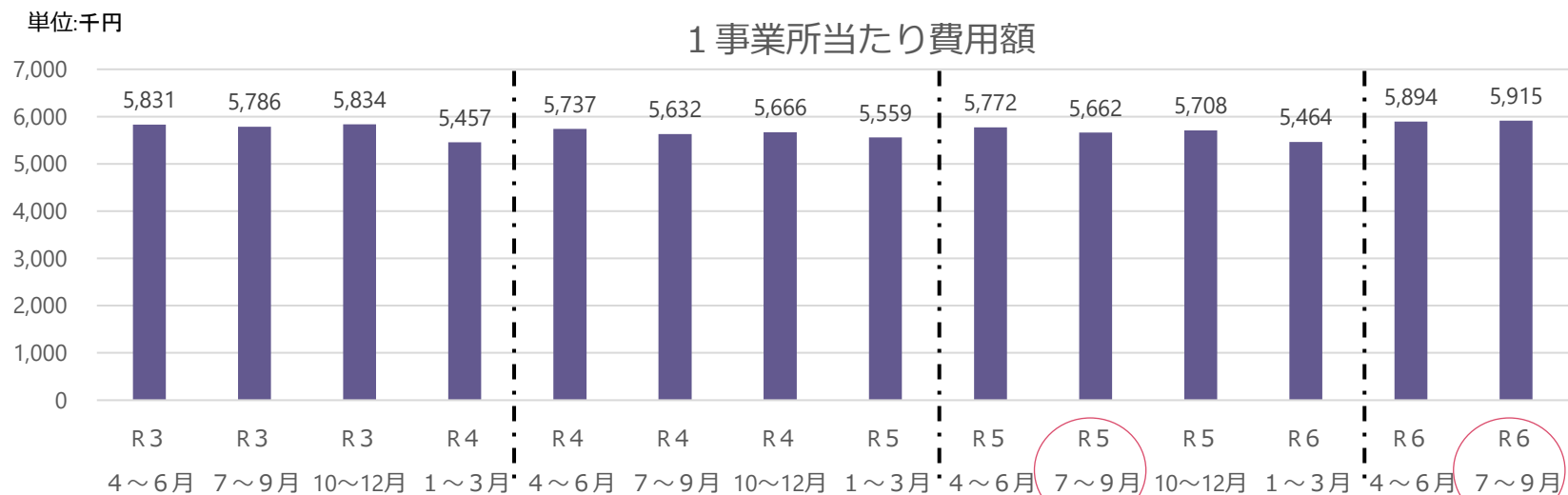
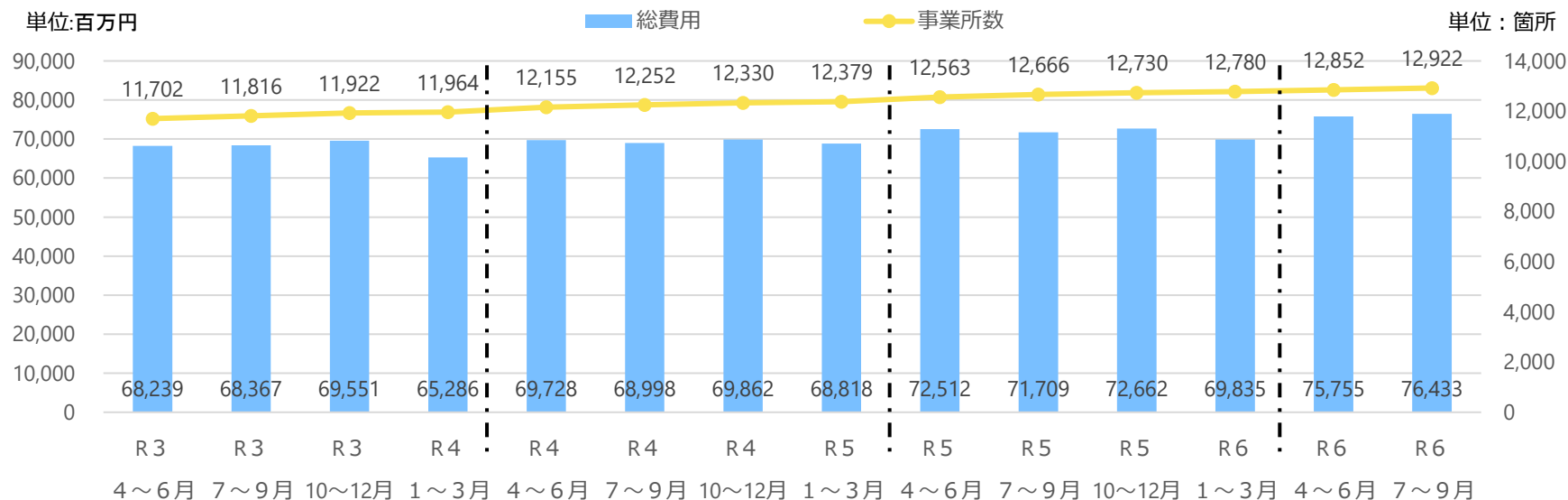
生活介護：総費用、利用人数、1人当たり費用額



出典：国保連
データ

注：値は各3月
分の平均値

生活介護：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額



出典：国保連データ

注：値は各3月分の平均値

【施設入所支援】

○指定基準関係

- ・すべての入所者に対して地域移行及び施設外の日中活動利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを指定基準に規定する
 - ➡地域移行及び施設外日中サービスの意向確認を行う担当者を専任する
 - ➡意向確認のマニュアルを作成する(14ページ参照)
令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化し減算対象とする

○送迎加算の拡充

- ・施設入所支援入所者についても、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎を加算の対象とする

○基本報酬等

- ・報酬上の定員区分の変更
 - ➡現行の20人ごとの報酬設定を10人ごとの設定に変更(生活介護と同様)

○地域移行の推進に関する評価(第7期障害福祉計画の入所定員5%削減を受けて)

- ・地域移行への動機づけに関する評価
 - ➡グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に評価
- ・地域移行の実績に関する評価
 - ➡障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合、新たに加算で評価

○医療的ケアや重度化高齢化、医療機関との連携強化、感染症対応力の向上

・**重度障害者支援加算の見直し**

- ・「夜間看護体制加算」の見直し
- ・医療機関への通院支援に関する評価
- ・末期の悪性腫瘍の利用者に対する医療提供
- ・介護ロボット等の見守り機器を導入している事業所の夜勤職員配置体制加算の要件緩和
- ・医療機関との連携強化・感染対応力の向上（グループホーム、障害児入所施設も同様）
 - ➡運営基準を見直し、協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化（一定の要件を満たしている場合には加算で評価）
 - ➡新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合の評価

○補足給付

- ・補足給付の**基準費用額の見直し**

○今後の在り方

- ・障害者支援施設の今後の在り方についての検討
 - ➡令和6年度に調査研究の実施や国に検討の場を設けて議論しその結果を踏まえ令和9年度の報酬改定等で対応することを検討

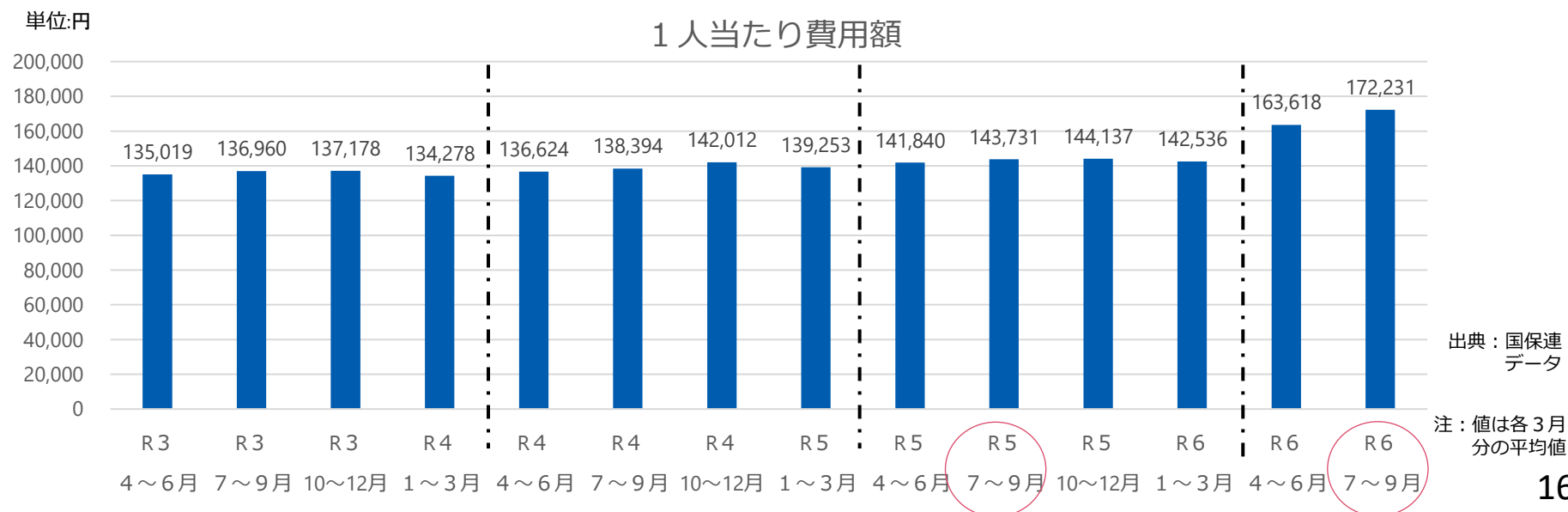
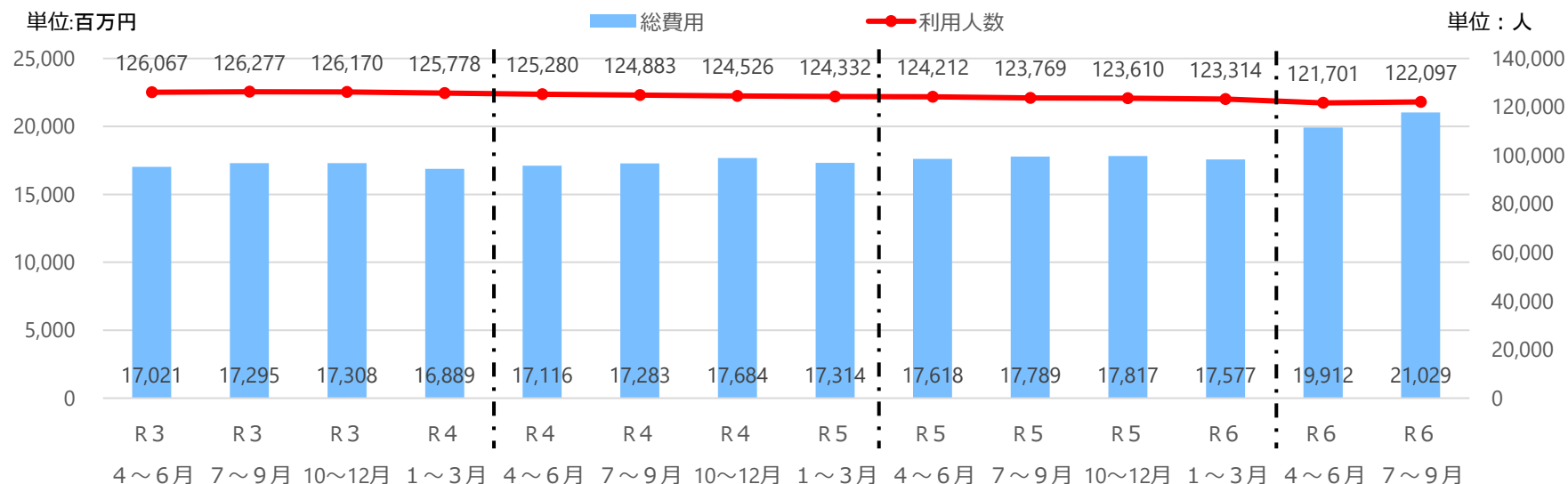
障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル
～地域移行等意向確認等に関する指針作成のためのマニュアル～

令和7年3月

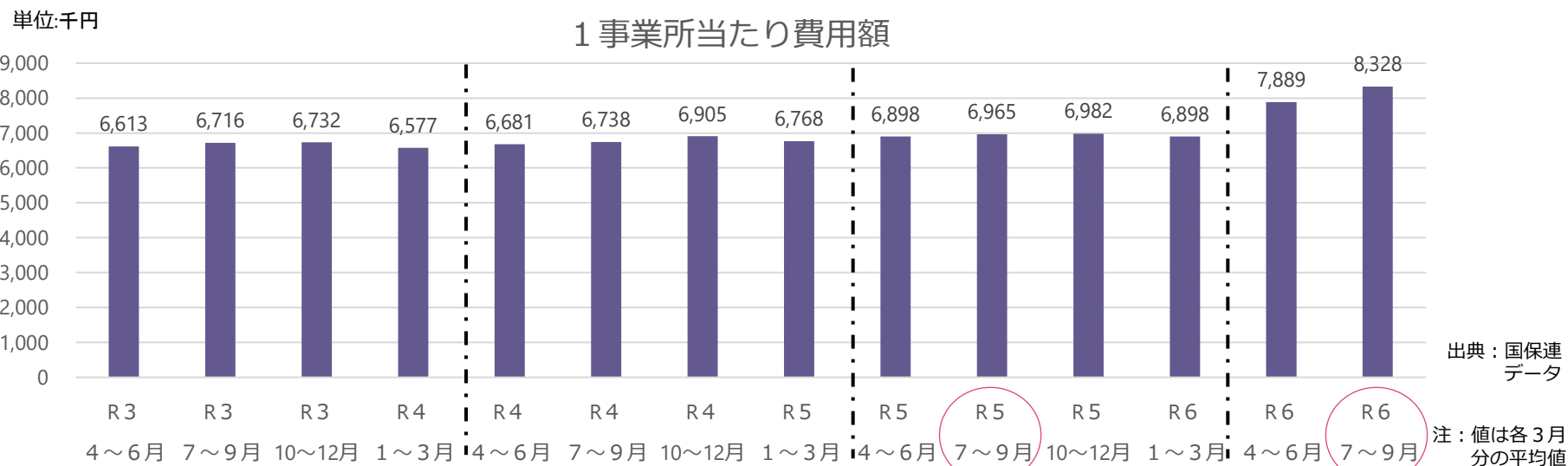
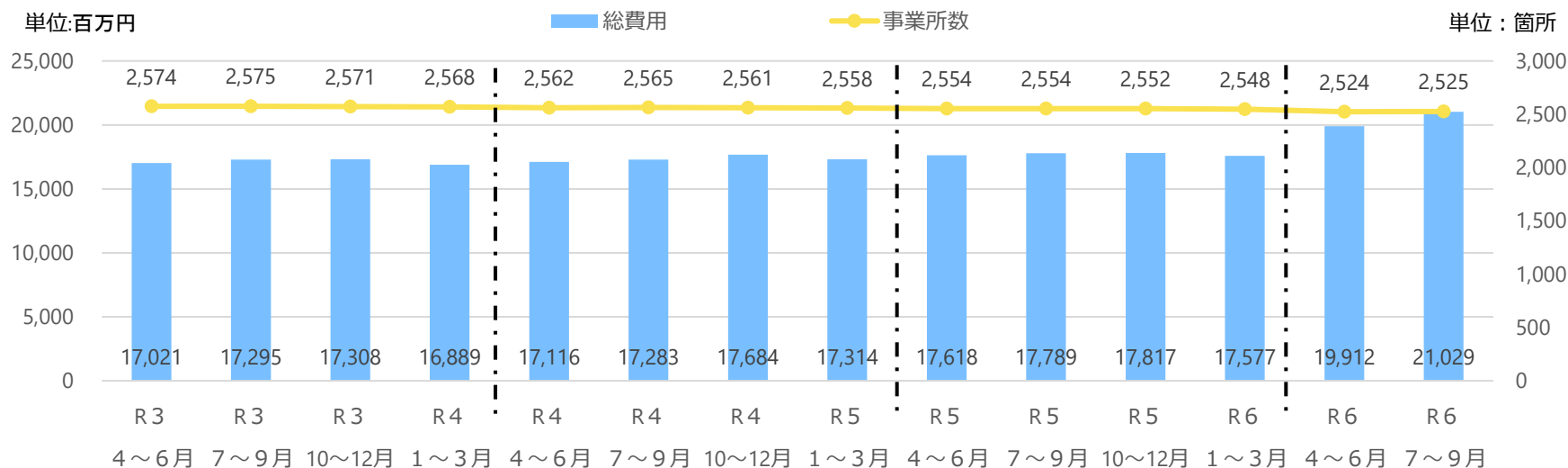
PwCコンサルティング合同会社

<http://www.aigo.or.jp/member/0404manyuaru.pdf>

施設入所支援：総費用、利用人数、1人当たり費用額



施設入所支援：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額



【グループホーム】

○希望する一人暮らしに向けた支援の充実

・入居中及び退去後の定着に向けた支援の評価

➡既存の類型の枠内において共同生活住居単位で一人暮らしに向けた支援を実施する事業所を評価する(自立生活支援加算の創設)

※住居単位で以下の支援の実施を公表したうえで一定期間内に集中的に支援する

- ・入居前に一人暮らしに向けた専門的な支援を実施する住居に入居することを本人に説明し、事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスに関わる。
- ・専門職を配置し、住居の確保に向けた支援や利用者同士のグループワークなど、一人暮らしに向けた計画的な支援を提供する。
- ・退去後の支援として、相談支援や新住居における在宅支援チームへの引継ぎなどを行う。

○支援の実態に応じた基本報酬の見直し

・支援内容や収支状況の調査結果を踏まえ、支援の実態に応じた報酬への見直し

➡基本報酬の見直し(区分6は引上げ、区分5～区分2は引下げ)

➡サービス提供時間の実態に応じた報酬への見直し(常勤職員の勤務時間を40時間で換算)

○「日中支援加算」の拡充

➡支援の実態に応じて、現行の3日目からの評価を初日からの評価へ拡充する

○グループホームにおける支援の質の確保

・外部の目を入れる取組の導入

➡介護保険サービスの運営推進会議を参考に、地域の関係者等の外部の目を定期的に入れる取組(地域連携推進会議(R7年度義務化))を導入する

・食費等の取扱など会計に関する諸記録の明確化

➡会計に関する諸記録に利用者から徴収した食材費等が含まれることや徴収した額を適切に管理することを明示する(実費として徴収する他の費用も同様)

・グループホームの支援に関するガイドラインの策定等

➡上記ガイドラインの策定や管理者、従業者等に対する資格要件、研修の導入等について検討

○事業所指定の在り方

・地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定

➡総量規制の在り方も含め、サービス提供が計画的かつ効果的に行われる方策について検討

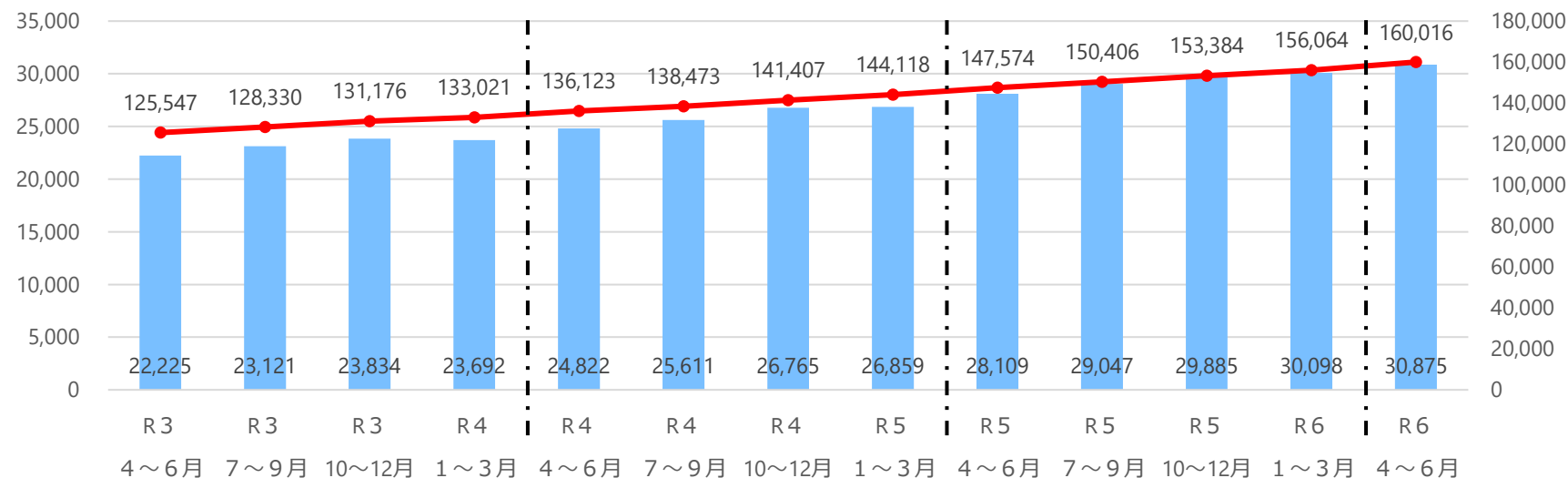
共同生活援助（介護サービス包括型）：総費用、利用人数、1人当たり費用額

単位:百万円

総費用

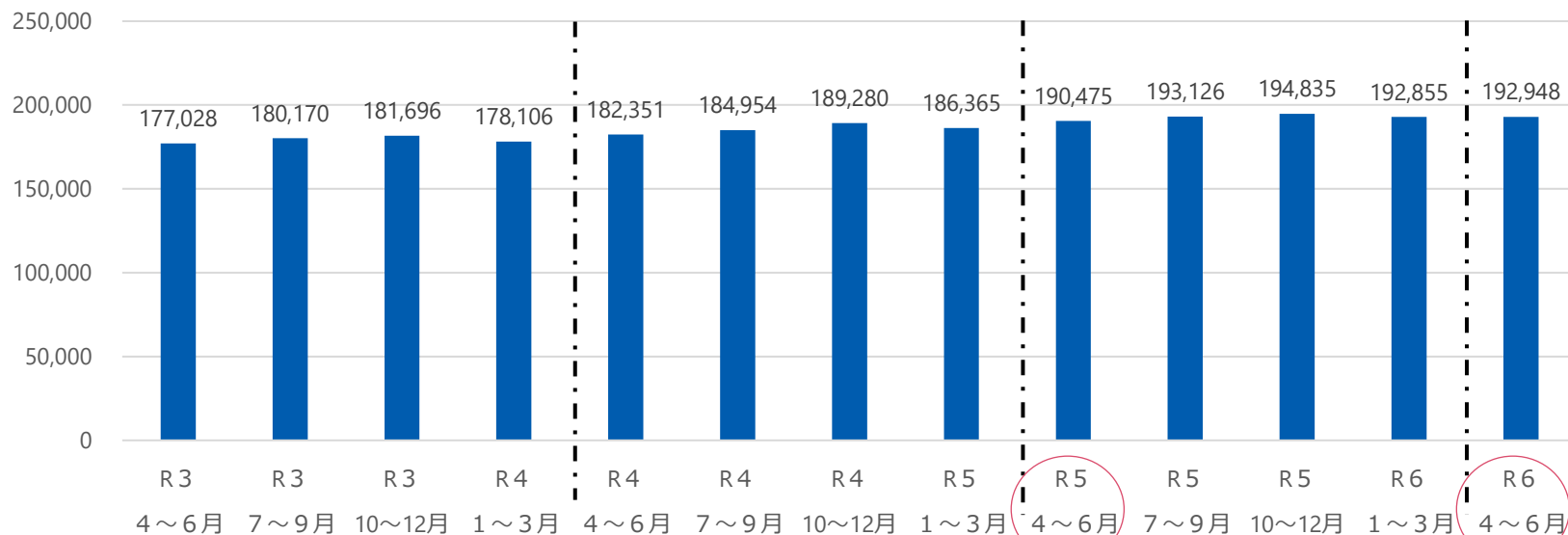
利用人数

単位:人



単位:円

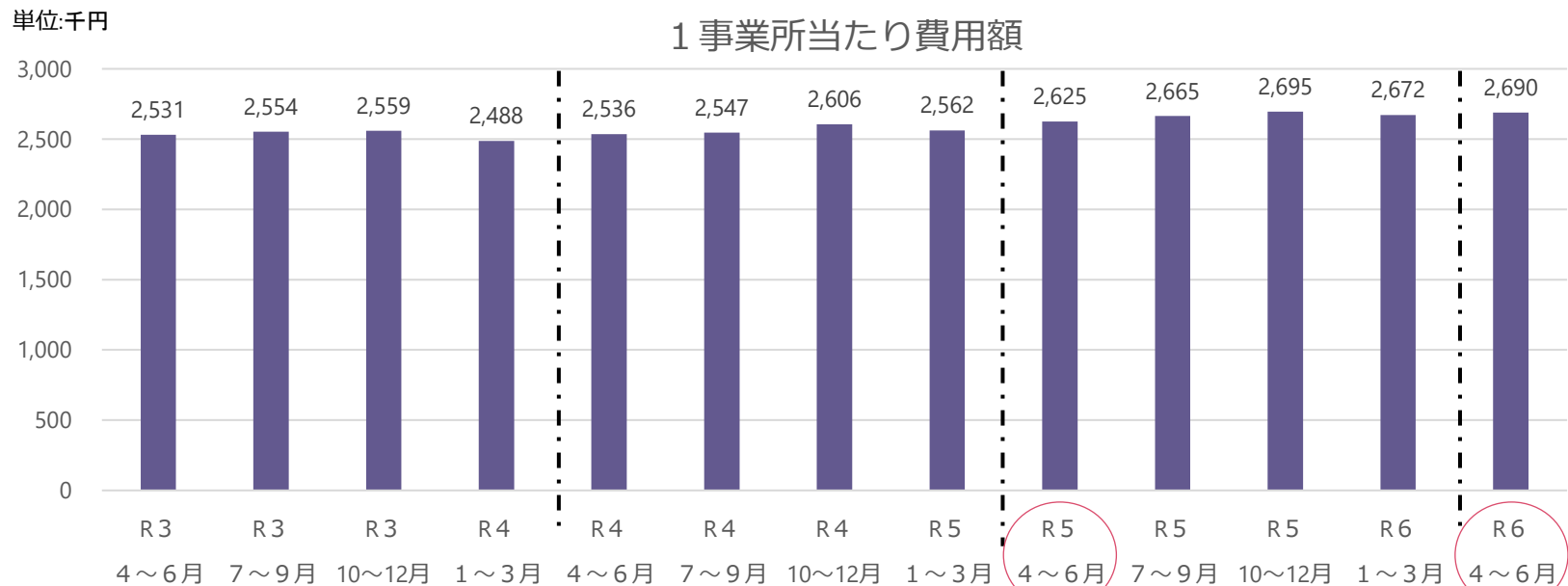
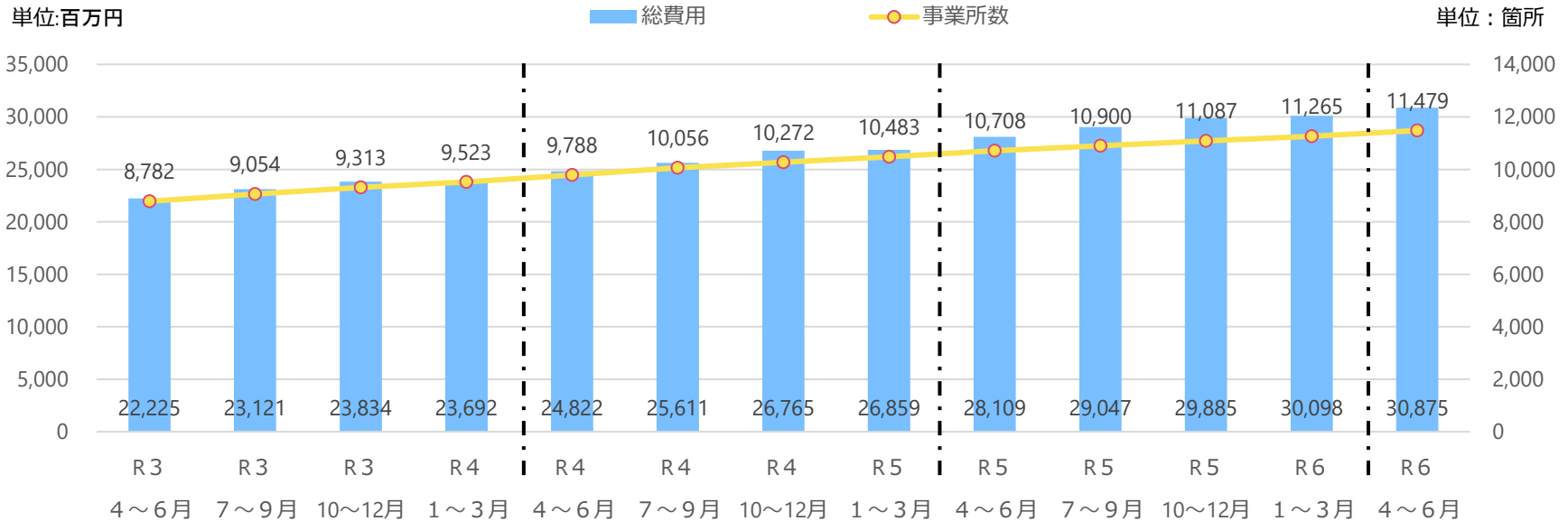
1人当たり費用額



出典：国保連データ

注：値は各3月分の平均値

共同生活援助（介護サービス包括型）：総費用、事業所数、1事業所 当たり費用額



出典：国保連
データ

注：値は各3月
分の平均値

【強度行動障害を有する児者への支援体制の充実】

【生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助・放課後等デイ・障害児入所支援】

○強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- ・障害支援区分6、又は行動関連項目の合計点が18点以上の利用者の報酬上の更なる評価

➡生活介護・施設入所支援の場合

障害支援区分6→（180単位+180単位）

行動関連項目18点以上（※）→（180単位+150単位）

（※）行動関連項目18点以上の者を受入て中核的人材が作成する支援計画シートにより適切支援を行った場合

- ・強度行動障害者の受入初期のアセスメント等の評価

➡グループホームにおける受け入れ体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する

○算定要件の見直し

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合での評価とする。

（現 行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5名まで算定可能

（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

○状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

➡高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（地域外からの助言指導を含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく、いわゆる「集中的支援」について評価する。

令和6年度報酬改定前(令和6年4月以前)の「重度障害者支援加算」【参考】

生活介護・施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）		
	体制加算 7単位 実践研修修了者が支援計画シート当の作成を行う体制を評価 ・区分4以上かつ行動関連項目10点以上の利用者が1人以上利用している ・実践研修修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成	個別支援 180単位 基礎研修修了者が支援計画シート等に基づく個別支援を評価 ・人員配置基準（人員配置体制加算を算定している場合は要件となる人員配置を含む）に加え、基礎研修修了者を1以上配置 ・基礎研修修了者1人の配置（4時間程度は従事する必要）につき、利用者5人まで算定可	初期加算 500単位 個別支援を開始した日から180日以内の手厚い支援を評価
短期入所	重度障害者支援加算		
	受入加算 50単位 区分6かつ行動関連項目10点以上の受入を評価	受入評価に+10単位 基礎研修修了者が支援を行った場合の加算	
共同生活援助	重度障害者支援加算(Ⅰ)		重度障害者支援加算(Ⅱ)
	受入・体制評価 360単位 ・区分6かつ行動関連項目10点以上の受入 ・常勤換算方法で生活支援員を加配 ・実践研修修了者等が支援計画シート等を作成 ・生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者等		受入・体制評価 180単位 ・区分4以上かつ行動関連項目10点以上の受入 ・常勤換算方法で生活支援員を加配 ・実践研修修了者等が支援計画シート等を作成 ・生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者等 ※（Ⅰ）との併給不可

【就労継続支援B型】

○平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

➡よりメリハリをつけた報酬設定に見直す(高い工賃を支給している事業所を評価)

○「利用者の就労や生産活動への参加」をもって一律に評価する報酬体系の見直し

➡収支差率を踏まえて基本報酬を見直す

○人員配置の見直し

➡手厚い人員配置をした場合の評価として、6:1の報酬体系を創設する

○平均工賃月額の算定方法の見直し

➡障害特性等により利用日数が少ない利用者を受け入れている事業所が不利にならないよう、平均利用者数を用いた新しい計算方式を導入する

○目標工賃達成指導員配置加算の算定事業所のさらなる評価

➡目標工賃達成指導員配置加算の算定事業所が、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価

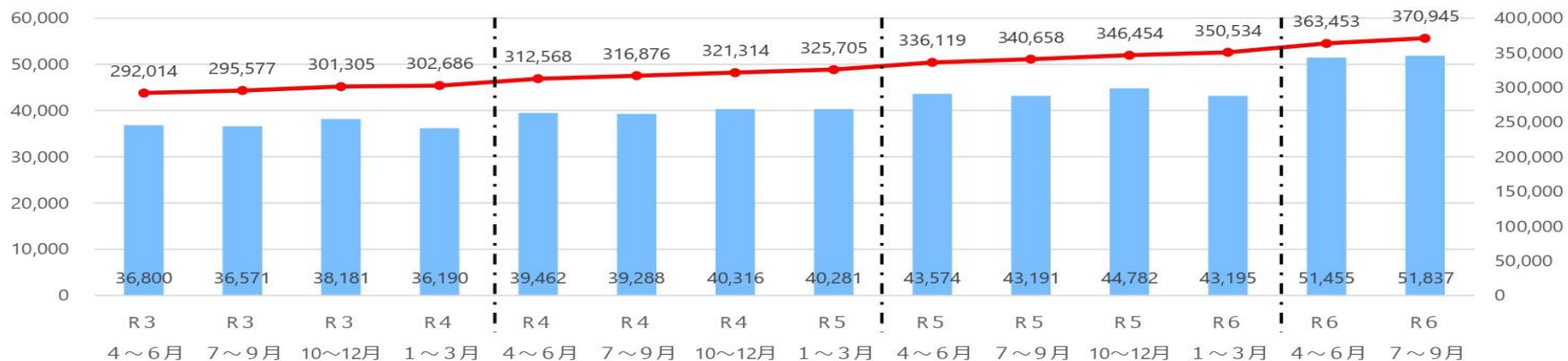
就労継続支援B型：総費用、利用人数、1人当たり費用額

単位:百万円

総費用

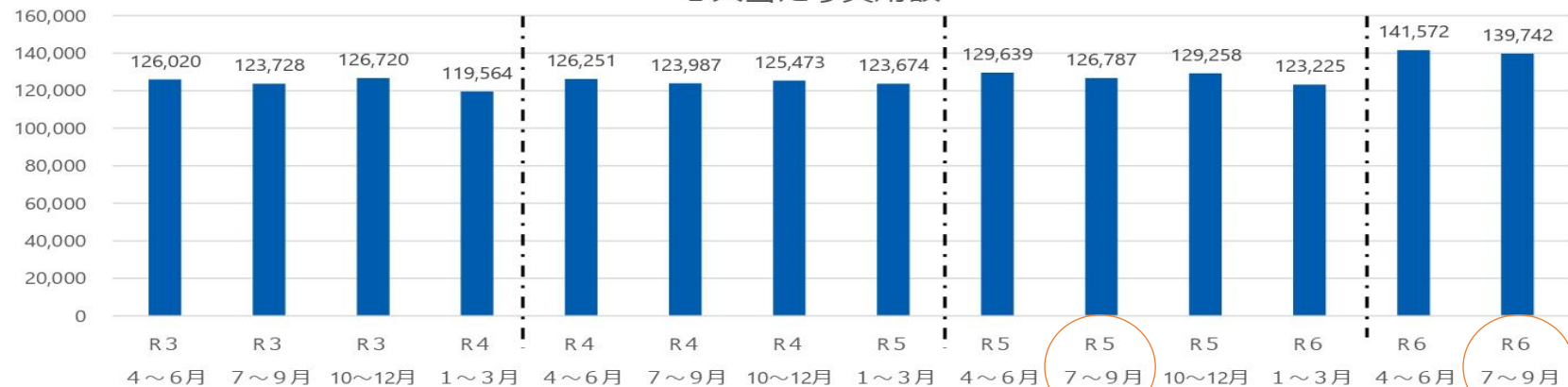
利用人数

単位:人



単位:円

1人当たり費用額



出典：国保連
データ

注：値は各3月
分の平均値

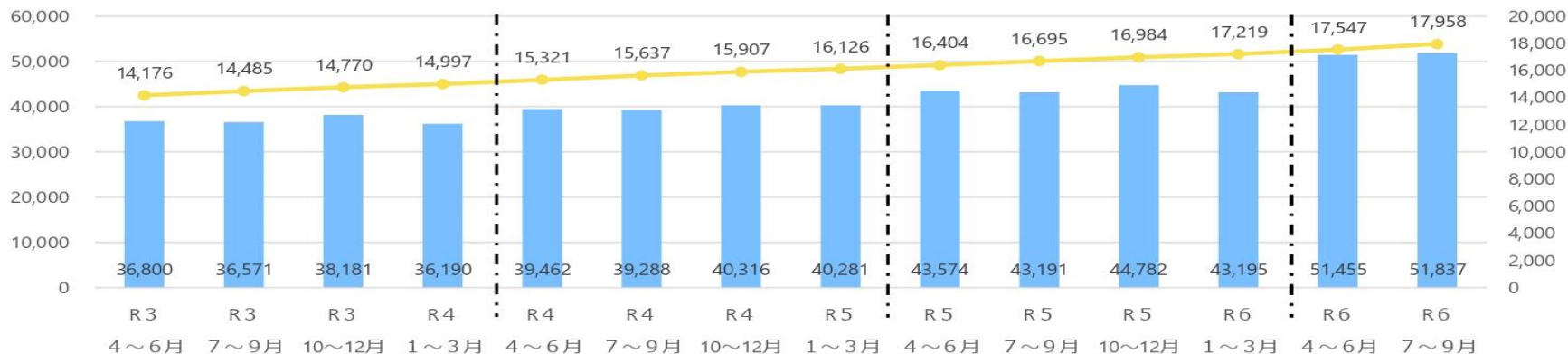
就労継続支援B型：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額

単位:百万円

総費用

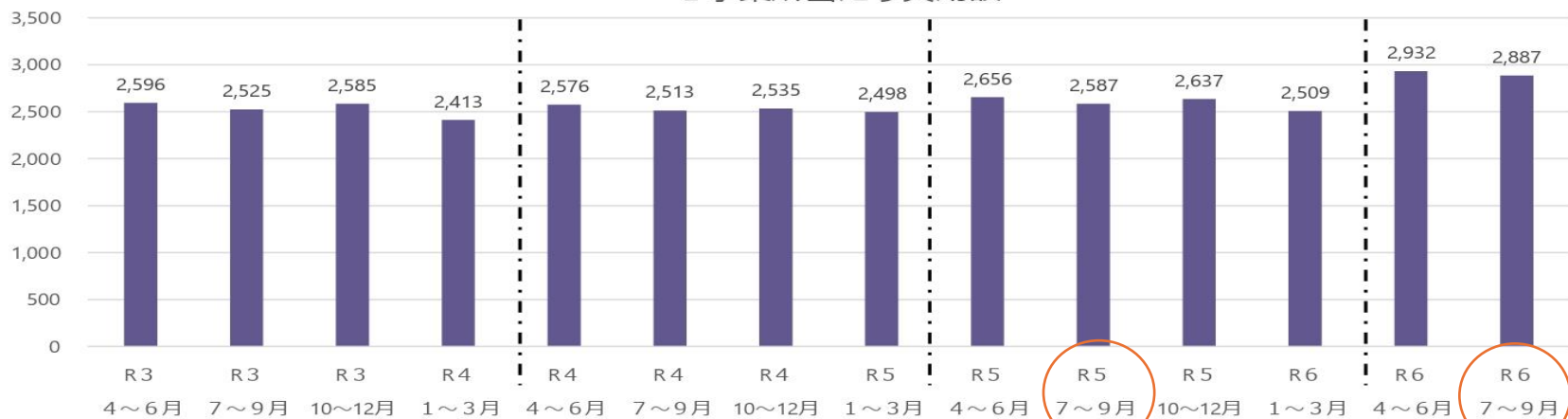
事業所数

単位:箇所



単位:千円

1事業所当たり費用額



出典: 国保連
データ

注: 値は各3月
分の平均値
37

【就労選択支援】 ★新サービス

○就労選択支援の目的

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポートする。就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

○就労選択支援の内容

- ・作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理する。
- ・アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
※その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否の判断や、どの就労系障害福祉サービスを利用するか
の振り分けを行うものではない。
- ・就労選択支援利用後の就労支援等においてアセスメント結果が効果的に活用されるよう、計画相談支援事業所や市町村、ハローワークとの連携・調整を行う。

○就労選択支援の支給決定期間

- ・**1か月を原則**とする。

※自己理解の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う

※就労選択支援の内容のうち、「作業場面等を活用した状況把握」は、原則1か月の支給決定期間を踏まえ、2週間以内を基本とする

○就労選択支援の人員配置・要件

- ・**就労選択支援員を配置(15:1以上)**し、利用者へのサービス提供時間に応じた配置とする。
- ・就労移行支援または就労継続支援と一体的に実施する場合は、職員及び管理者が兼務できる。
- ・短期間のサービスであり、個別支援計画の作成は不要であるため、**サビ管の配置は求めない**。
- ・**就労選択支援員の要件**は、**就労選択支援員養成研修の修了**する。

※就労選択支援員養成研修の受講要件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修(令和7年度開始予定)の修了や就労支援の一定の経験を有すること。

※基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメント実施等の一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者も受講可能とする。

○事業の実施主体

過去3年間に3人以上、通常の事業所に障害者を雇用させている以下の事業者等とする

- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業受託法人等

※同一市町村内に就労選択事業所がない場合は、以下の事業者についても都道府県が認めることを想定

過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者を雇用させている事業者

○就労選択支援の対象者

対象者		新たに利用する意向がある障害者	支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月 から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者 (就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
	就労継続支援A型	令和9年4月 から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月 から原則利用 (標準利用期間を超えて更新を希望する者)

※特別支援学校在学者の就労選択支援

- ・より効果的な就労選択支援に資するアセスメントを実施するため、3年生以外の特別支援学校高等部の各学年で実施することを可能とする。
- ・在学中に複数回実施することを可能とする。
- ・職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする

○障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底

・障害者虐待防止措置未実施事業所への報酬上の対応

➡障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対し、現在の身体拘束廃止未実施減算を参考に報酬上の対応を行う

※令和4年度から、障害者虐待防止措置(①従業者への研修実施、②虐待防止委員会の設置、③虐待防止責任者の設置)が義務化されている

・身体拘束廃止未実施減算の減算額の見直し

➡施設・居住系サービス(障害者支援施設、療養介護、障害児入所施設、グループホーム、宿泊型自立訓練)については、介護保険制度の取組を参考に減算額を見直す

※令和4年度から、身体拘束を行う場合の記録の義務化に加え、①身体拘束適正化委員会の定期的開催、②指針の整備、③従業者への研修実施が義務化されている

・指定基準の解釈通知の修正

➡指定基準の解釈通知において、以下について規定する

- ・虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会において外部の第三者や専門家の活用に努めること
- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと

※国において、虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会における外部の第三者や専門家の活用の好事例の周知を図ることを検討

【意思決定支援の推進】

○意思決定支援ガイドラインを踏まえた指定基準等の見直し

- ・相談支援及び障害福祉サービス等の指定基準に、以下を明記する。
「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」
- ・意思決定支援ガイドラインの内容※を相談支援及び障害福祉サービス等の指定基準及び解釈通知に反映させる。
※意思決定支援に必要なアセスメント、その結果を反映したサービス等利用計画等の作成及び記録等

・サービス等担当者会議や個別支援会議への本人参加の原則化

- ➡相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、相談支援専門員が開催するサービス担当者会議及びサービス管理責任者が開催する個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認する。

○障害児支援におけるこどもの最善の利益の保証

- ➡障害児支援において、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画や個別支援計画の作成、個別支援会議等の実施、支援の提供をすすめることを求める

【相談支援】

○質の高い相談支援を提供するための充実・強化

・「機能強化型」事業所の基本報酬の見直し

- ➡質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、一定の人員体制や質を確保する「機能強化型」の基本報酬を見直す

・「機能強化型」の算定要件の緩和

- ➡「複数事業所が共同で体制を確保」の要件について、現行の地域生活支援拠点である場合に加え、拠点等と連携し、かつ協議会の構成員である場合について対象とする

・「主任相談支援専門員配置加算」の拡充

- ➡地域の相談支援の中核的な役割を担っている相談支援事業所において主任相談支援専門員が地域の相談支援事業の従事者に助言指導を行う場合に評価する

・「地域体制強化共同支援加算」の拡充

- ➡地域生活支援拠点等と連携し、かつ協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合も対象とする

★地域生活支援拠点等の機能の充実

- ・計画相談支援や地域移行支援等のサービスを一体的に提供し、かつ、地域生活支援拠点等の委託を受けた相談支援事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて評価する

機能強化型(相談支援事業)の報酬【現行】

計画相談 機能強化型サービス利用支援費	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
	1,864単位	1,764単位	1,672単位	1,622単位
モニタリング 継続サービス利用支援費	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
	1,613単位	1,513単位	1,410単位	1360単位

参考：サービス利用支援費（Ⅰ）1,522単位

サービス利用支援費（Ⅱ）732単位

継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,260単位

継続サービス利用支援費（Ⅱ）606単位

<機能強化型の対象となる事業所>

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業所であること。
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれること。

<機能強化型の算定要件の概要>

- ①常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置かつ1名以上が現認研修修了者※
- ②利用者情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達のための会議の定期開催
- ③24時間連絡体制の確保と必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保
- ④新規採用した全ての相談支援専門員に現認研修を修了した相談支援専門員の同行研修の実施
- ⑤基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している
- ⑥基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している
- ⑦指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数が1か月間において相談支援専門員1人あたり40件未満

※①については、常勤専従の相談支援専門員の人数に応じて（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定となる。

（Ⅰ）4名以上（Ⅱ）3名以上（Ⅲ）2名以上。（Ⅳ）は（Ⅲ）と同様だが常勤要件なしで現認研修修了者が1名以上常勤専従であること。

・モニタリング期間(頻度)の柔軟化

- ➡地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期など、モニタリング期間をより短く設定することが望ましい場合を追加する
 - ・障害者支援施設又はグループホーム利用者で、地域移行や一人暮らし等の意思が明確化する前の段階で、居住の場の選択に丁寧な意思決定支援を要する人
 - ・重度障害等により意思決定支援のために頻回なかかわりが必要な人
 - ・ライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達障害や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要となる障害児 など

・各サービスの個別支援計画の共有

- ➡指定基準で各サービスの個別支援計画の相談支援事業所への情報提供を義務化

○相談支援人材の確保とICTの活用

・「機能強化型」事業所への「相談支援員」の配置

- ➡「機能強化型」事業所かつ主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士または精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングが行えるように指定基準を見直す。

・オンライン面談の活用

- ➡以下の加算要件の「利用者の居宅訪問」の一部をオンライン面談可能とする
 - ・「初回加算」 契約の締結から4か月目以降に月2回以上訪問した場合
 - ・「集中支援加算」 計画作成月・モニタリング月以外に月2回以上訪問した場合

○医療等の多様なニーズへの対応

・医療等の他機関連携のための各種加算の見直し

➡医療等の他機関連携のための各種加算について、他機関連携の推進や業務負担を適切に評価する観点から、加算の対象となる場面や業務、算定回数などの見直しを行う。

具体的には以下のとおり。

・「医療・保育・教育機関等連携加算」については、モニタリング時も評価する

・「医療・保育・教育機関等連携加算」と「集中支援加算」は、以下の拡充を行う

・利用者の通院の同行や関係機関に障害者の状況を情報提供する場合も含む

・連携の対象に訪問看護事業所を加える

・算定回数などの評価を見直す

・上記以外の関係機関への訪問や情報提供を評価する加算についても評価の見直しを検討する

・医師意見書の活用

➡本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス利用等計画案・障害児支援利用計画案の作成に活用できる旨を周知する

・「要医療児者支援体制加算」等の見直し

➡「要医療児者支援体制加算」等について、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して支援を行っている事業所について、それ以外の事業所と差を設け、メリハリのある評価とする

【児童発達支援センター】

○機能強化等による地域の支援体制の充実

・障害特性にかかわらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

➡「福祉型」と「医療型」の類型の一元化

福祉型の3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分の一元化

※一元化後の新たな基準と報酬は、現行の「福祉型」を参考に設定し、難聴児や重症心身障害児については現行基準の体制も含めて評価

・児童発達支援センターの機能・運営の強化

➡専門人材を配置し地域の中核的役割を担うセンターを「中核拠点型」と位置付け、体制や取組に応じて評価する

※児童発達支援センター未設置の地域においては、センター以外の事業所が中核的役割を担う場合に一定の評価を行う

【児童発達支援・放課後等デイサービス】※記載のないものは共通

○総合的な支援の推進

・適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援の確保

➡5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)をすべて含めた総合的な支援の提供を基本とする

※5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容のプログラムの策定と公表を求めるとともに、
未実施の場合は報酬を減算する

・基本報酬の見直し

➡極めて短時間の支援は算定対象から原則除外し、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた区分を設ける

・預かりニーズへの対応として長時間の支援については「**延長支援加算**」で評価

※延長時間帯は2人以上の職員配置を求め、児童発達支援管理責任者による対応も認める方向

・「児童指導員等加配加算」の見直し

➡経験年数に応じた評価に変更

・専門職による支援の評価は「**専門的支援加算**」で評価

・「専門的支援加算」と「特別支援加算」の統合

➡「専門的支援加算」と「特別支援加算」を統合し、2段階で評価

・専門的支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の評価

○関係機関との連携の強化

・関係機関連携加算(Ⅰ)の拡充

➡対象となる機関に医療機関や児童相談所を含める。個別支援計画作成時以外に情報提供を行った場合も評価する。

・セルフプランで複数事業所を併用する児の情報連携の評価

➡事業所間でこどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行う場合の評価・取組みを推進するため、自治体から障害児支援利用計画(セルフプラン)を事業所に共有、または事業所から個別支援計画を自治体に共有する仕組みを検討

○将来の自立に向けた支援の充実 ※放課後等デイサービスのみ

- ・通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価
- ・高校生について、学校や地域と連携し学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価

○医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- ・認定特定行為従事者による支援の評価の見直し
- ・主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し
- ・医療的ケア児や重症心身障害児に発達支援と併せて入浴支援を行った場合の評価
- ・医療的ケア児や重症心身障害児の送迎を、こどもの医療濃度等も踏まえて評価
- ・共生型サービスで医療的ケア児への支援を行った場合に評価

○強度行動障害を有する児への支援の充実

・「強度行動障害児支援加算」の充実

- ➡支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めて評価を充実する
放課後等デイサービスにおいては、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う

・「個別サポート加算（Ⅰ）」の充実

- ➡放課後等デイサービスにおいて、強度行動障害の知識のある職員が支援を行った場合の評価を充実する

○ケアニーズの高い児への支援の充実

・「個別サポート加算(Ⅱ)」の見直し

➡こども家庭センターやサポートプランに基づく支援の連携の推進と評価の見直し

・人工内耳を装用している児への支援を評価

・意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に評価

・「個別サポート加算(Ⅰ)」の見直し

➡著しく重度の障害児が利用した場合に評価

○不登校児童への支援の充実

・放課後等デイサービスにおいて、学校と連携を図りながら支援を行った場合に評価

○家族への相談援助等の充実

・訪問支援の促進の観点から、「家庭連携加算」(居宅への訪問による相談援助)の評価の見直し

・家族ニーズや状況に応じた支援の提供とオンラインでの相談援助の推進の観点から、「事業所内相談支援加算」(事業所での相談援助)の評価の見直し

・上記加算については、きょうだいも相談援助の対象であることを明確化

・家族の養育力向上の観点から、家族がこどもの特性や関わり方を学ぶ機会を提供した場合に評価

【保育所等訪問支援】

○効果的な支援の確保・推進

- ・訪問支援時間の設定 ➡訪問支援時間に下限を設定する
- ・訪問先と連携した個別支援計画
 - ➡個別支援計画は保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求める
- ・関係機関との連携の評価
 - ➡利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議を実施した場合の評価を行う
- ・オンライン活用の推進
 - ➡訪問先施設職員へのフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携に活用
- ・自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表
- ・「訪問支援員特別加算」の拡充と評価の見直し
 - ➡当該職員による支援の実施とより経験のある訪問支援員への評価の見直し
- ・職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価

○支援ニーズの高い児への支援の評価

- ・重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児への支援の評価
- ・強度行動障害児への専門的支援を行う場合の評価

○家族支援の充実

- ・家族支援の評価の見直し ➡児童発達支援や放課後等デイサービスを参考とする

【障害児入所施設】

○地域生活に向けた支援の充実

・早期からの計画的な移行支援の促進

➡15歳以上に達した入所児童の移行支援計画の作成と計画に基づいた移行支援の実施を求める

・移行支援計画を作成・更新する際の、移行に関わる行政・福祉関係者の会議の開催と、移行に関する連携・調整を行った場合に評価する

・体験利用の活用の促進

➡強度行動障害児、重症心身障害児、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・サービス利用体験時に職員が事前に体験先と連携・調整を行い体験先へ付添等の支援を行った場合に評価する

・日中活動や移行支援の充実

➡「職業指導員加算」について専門的な支援の計画的な提供を求める内容に見直す

○小規模化等による質の高い支援の提供の推進

・できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める

・ケアの小規模化の推進

➡基本報酬について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定する。
あわせて大規模の定員区分について整理する。

➡「小規模グループケア加算」について、人員配置の強化を求め、評価を見直す。

※「小規模グループケア加算(サテライト)」についても同様。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

・「強度行動障害児特別支援加算」の体制・設備要件ならびに評価の見直し

- ①標準的な支援を行う上で必要な内容に整理し、評価を見直す
- ②行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めたうえで評価を見直す

・被虐待児への支援の充実

- ➡医療機関と連携しながら心身面からの支援を行った場合に評価する

○家族支援の充実

- ・入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価する

厚生労働省・こども家庭庁の各種会議・事業への参画状況(令和6年度)

【内閣府】		
障害者政策委員会	北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)	
【厚生労働省】		
社会保障審議会 障害者部会	樋口 幸雄(日本知的障害者福祉協会 会長)	
社会保障審議会 福祉部会	井上 博(日本知的障害者福祉協会 顧問)	
【こども家庭庁】		
こども家庭審議会 障害児支援部会	北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)	
【障害者総合福祉推進事業】(厚生労働省)		
療育手帳その他関係諸施策との影響や課題についての調査	服部 敏寛(地域支援部会 委員)	
障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業	久木元 司(日本知的障害者福祉協会 政策委員長)	
障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究	樋口 幸雄(日本知的障害者福祉協会 会長)	
障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究	榎本 博文(日本知的障害者福祉協会 副会長)	
共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究	久木元 司(日本知的障害者福祉協会 政策委員長)	
知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究	北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)	
強度行動障害を有する者の集中的支援の取組推進にむけた調査研究	西田 武志(障害者支援施設 翼 施設長)	
自治体における就労継続支援事業所の要件確認、就労継続支援の報酬体系及び一般就労中の障害者の休職期間中における就労系障害福祉サービス等の実態に関する調査研究	志賀 正幸(生産活動・就労支援部会 部会長)	
【子ども・子育て支援等推進調査研究事業】(こども家庭庁)		
障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究	北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)	
インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究	北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)	
地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等と障害児支援との連携体制の実態把握に関する調査研究	橋本 伸子(児童発達支援部会 委員)	
障害児支援分野における人材確保に関する調査研究	寶子丸 周吾(児童発達支援部会 副部会長)	
【その他】		
就労選択支援に係るモデル事業	今村 健(生産活動・就労支援部会 委員)	
知的障害者の支援機器に係るニーズ情報の収集・提供の在り方に関する検討	度会 哲賢(日本知的障害者福祉協会 常任理事)	

- 障害福祉分野における運営指導・監査の強化
- 障害福祉分野における手続負担の軽減
(標準様式等の使用の基本原則化等)
- 障害福祉サービス事業者等の経営情報の見える化

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（概要）

- 障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社惠の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- 障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。**

※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めている
※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）

- **介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。**

※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和6年12月）

- **都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。**

※参加率が低い（67.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。**

※2以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。

- **事業者向けの研修が効果的に行われていない。**

※参加率が低い（36.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

見直しの方向性

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **運営指導の実施を重点化する。**

・特に**営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型**については、**3年に1回（実施率約33%）以上**の頻度で行う。

※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ

- **令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。**

- **研修の実施方法を見直す。**

・オンライン講義のみならず**実践報告やグループワークを取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する検査を強化する。**

・2年に1回程度（年間450法人程度に対して）書面検査を導入
・100事業所以上の法人（24法人）は2年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。
・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。

- **研修の実施方法を見直す。**

・オンライン講義のみならず**実践報告を取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

標準様式等の使用の基本原則化について（案）

これまでの対応

- 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、令和6年4月に、厚生労働省・こども家庭庁において、指定申請及び報酬請求関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、ホームページに掲載。各自治体における積極的な活用を促しているところ。
- 当該標準様式等については、令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」において、検討委員会（※）での各委員の意見を踏まえ案を作成し、厚生労働省・こども家庭庁において作成。
（※）学識経験者、施設（事業所）関係者、自治体関係者で構成
- また、令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、当該標準様式等について、自治体向けに利用状況や必要な修正内容等を把握するための調査を実施した上で、検討委員会において、修正すべき点等（※）について議論いただいたところ。
（※）「指定申請書」を指定変更申請書としても活用できることとしたこと、加算届出の添付資料としても使用される「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について加算要件となる職種も入力できるようにしたこと 等

今後の対応

- 現在ホームページで公表している標準様式等について、上記令和6年度推進事業における検討結果を踏まえて必要な修正を行った上で、今年度中に必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化するよう位置づけてはどうか。
- 施行時期については、自治体での準備期間や事業者の利便性との兼ね合いを踏まえ、令和8年4月からとしてはどうか。なお、標準様式等の使用が可能な自治体については、施行を待たず、できる限り早期の活用を促すこととする。

電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討を巡る これまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」（閣議決定）

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）
- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）届出手段のワンストップ化を実現する方向で検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ （略）令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

令和6年9月24日 「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」（国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回））

- ・ 事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。
- ・ 厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。
- ・ その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

※令和6年10月29日「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第2回）」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が令和6年度共通化の対象候補として正式に決定

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ 電子的に（略）標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。
- ・ （略）届出手段のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。

財務状況の見える化システム（障害福祉サービス等情報公表システム）

1 事業の目的

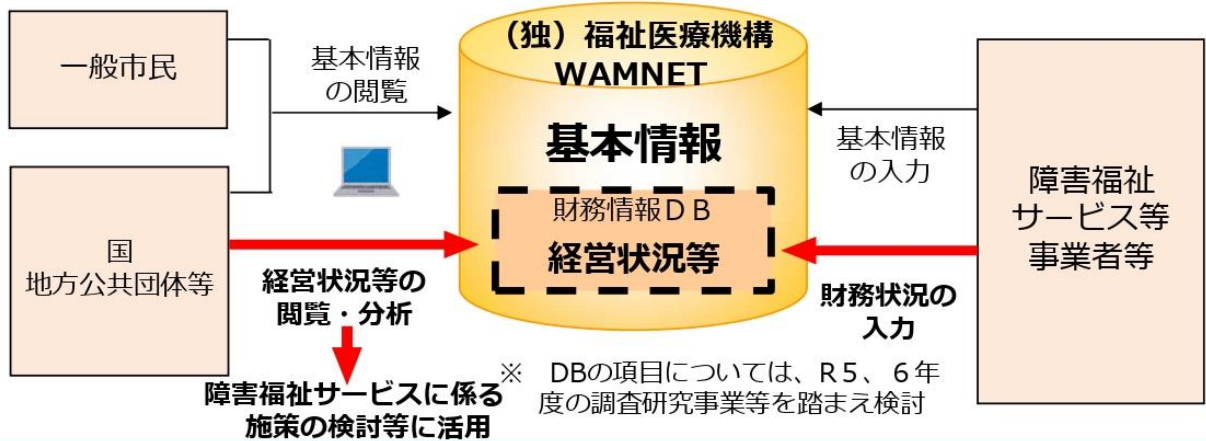
令和7年度当初予算案 2.3億円
令和6年度補正予算 2.6億円（障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数）

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにもかかわらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を措置するものである。

（※）令和6年度補正予算においては、経営情報の見える化の円滑な施行に向けた入力支援等にかかる経費を措置



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
補助率：定額

障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応（案）

- 障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
- 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、以下のように対応してはどうか。

介護分野の対応

1. 経営情報データベースの整備

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設

2. 情報公表制度の拡充

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランシート）の報告を求める

<一人当たり賃金の公表>

- 介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉分野の対応

- 現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
- 介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランシート）の報告を求めている

<一人当たり賃金の公表>

- 介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉サービス事業者等の経営情報データベースの整備（案）

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

- 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象
- ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

（上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項））

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後 3 月以内
※初回に限り、令和 7 年度内に提出で可
- 報告手段
都道府県知事の定めるところ
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告）
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

- 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

厚生労働大臣による公表

- 経営情報データベースの開発・整備
（（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築）
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）

障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加（案）

- 介護サービス情報公表制度において、令和6年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。
- この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。
 - ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
 - ※2 原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

<参考>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三（略）

2～7（略）

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

居住支援の在り方に関する提言

はじめに

昨年の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害者権利条約対日審査総括所見への対応も含めた議論が行われ、障害者支援施設からの地域移行の方向性がこれまで以上に強く示されました。

地域移行は本人の「誰とどこで住みたいか」という意思を実現するという「目的」を達成するための様々な「手段」の中の一つであり、施設か地域かといったような両者を相対する捉え方ではなく、あくまでも施設入所支援もグループホームも自宅等での生活も、暮らし方の選択肢の一つとして捉えるべきであると考えます。

そのためには意思決定支援の取り組みをさらに促進することに加え、施設入所支援およびグループホームが地域における暮らしのよりよい選択肢となるよう、障害福祉サービス事業者が自ら現状及び課題を整理し、受け止め、自らその解決に向けた提案を示すことが必要と考えます。

当協会では令和3年6月21日に開催された社会保障審議会障害者部会で示された「障害者総合支援法等の見直しについて」の論点の中に居住支援として障害者支援施設に関する言及がなかったこと、また居住支援については横断的、包括的に検討する必要性があると考えました。そこで、地域での暮らし全般の支援のあるべき姿を未来志向で整理し、内外に発信することを目的として、令和3年に「これからの居住支援及び居住支援に関連する各種支援の在り方について」をまとめました。

来年度より、国において障害者支援施設、グループホームについて議論されることを鑑み、居住支援についてさらに具体的な提言としてまとめました。

令和7年3月13日
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
政策委員会

居住支援に関する基本的な考え方

1. 本人の意思が尊重される意思決定支援に基づくサービスの選択の推進

サービスの選択にあつては、権利擁護の観点から、特に知的障害のある人については、障害支援区分に加え、どこでどのように暮らしたいのかという意思決定について、本人の意思が形成される支援、意思を表出する支援が行われる体制が必要である。

2. 障害の状況や年齢に関係なく、誰もが安心して暮らせる支援体制の構築

障害の状況や年齢など、様々な状況・環境にある誰もが安心して暮らすことができるメニューや支援体制、住環境が必要である。

3. 相談、在宅、社会生活も含めた包括的な暮らしの支援体制の推進

暮らしを支えるにあつては、居住に関する支援だけでなく、本人を支える様々な支援を包括的に提供できる体制、ネットワークの構築が必要である。

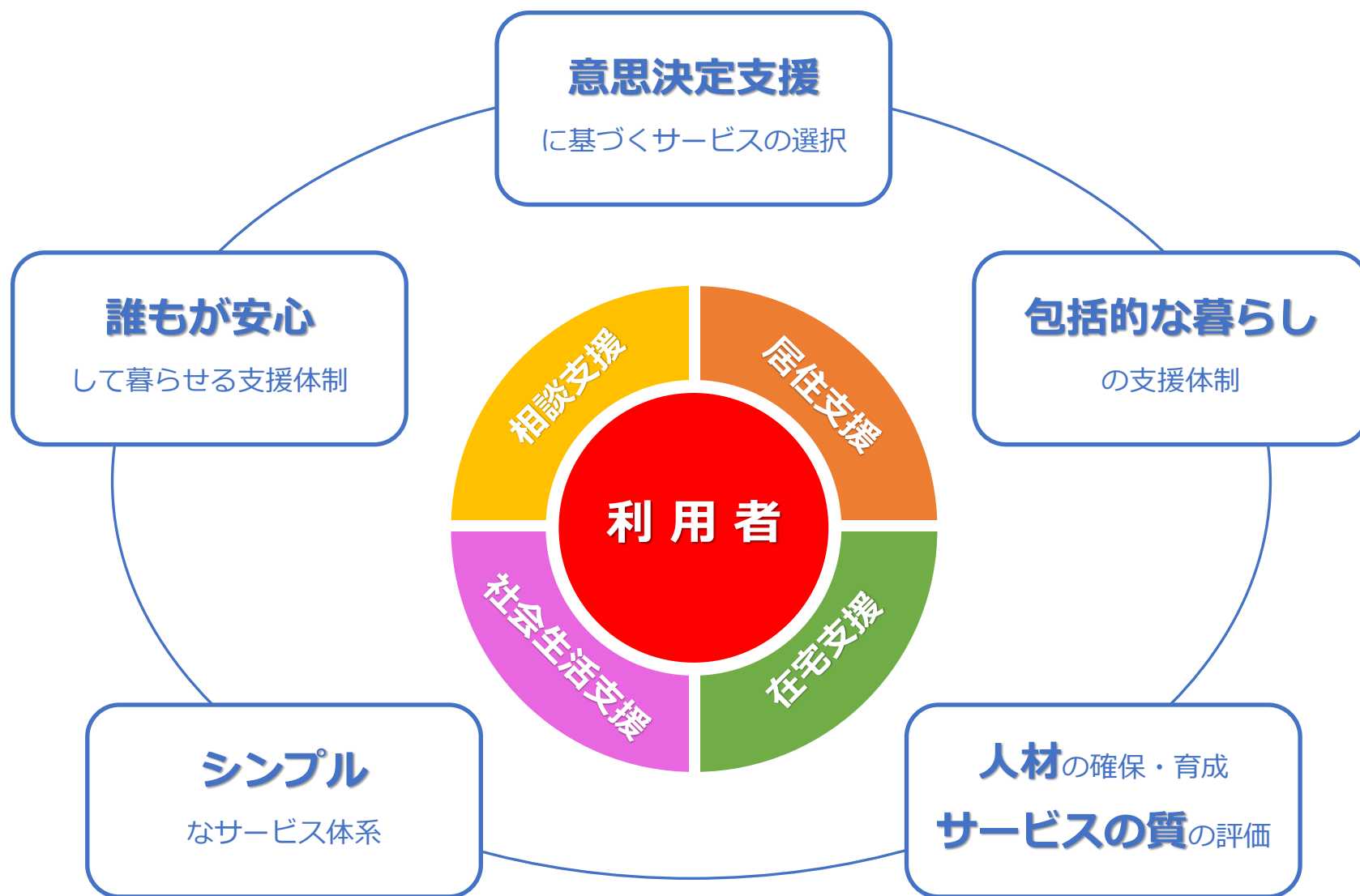
4. 本人にとって分かりやすいシンプルなサービス体系の整理

実際にサービスを利用する人にとって、機能などが類似するサービスを統合するなど、本人が分かりやすいシンプルなサービス体系に整理するとともに、安定した事業運営が可能となる制度設計の構築が必要である。

5. 専門性の高い人材の確保・育成とサービスの質の評価の仕組みの構築

持続可能な制度とするためには、安定したサービス提供に向けた人材の確保と、サービスの質の向上に向けた人材の育成、サービスの質の評価の仕組みが必要である。

居住支援に関する基本的な考え方のイメージ



障害者支援施設の在り方についての提言

1. 第一種社会福祉事業としての障害者支援施設の在り方について

【現状と課題】

- ・第一種社会福祉事業である障害者支援施設は、これまで特に支援度の高い利用者の受け入れ及び支援等において、大きな役割を果たしてきたが、支援度が高い人でも障害者支援施設以外での暮らしを推進する施策が進められ、グループホーム等でも支援度の高い人たちの暮らしを支援する体制が整ってきている。このような背景にあって、改めて今の時代に求められる第一種社会福祉事業としての障害者支援施設のあり方を明確にすることが求められる。

【提 言】

- ①共生社会の実現を目指す今日においては、まちづくりの一端を担うことが期待される社会福祉法人が運営する障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として、居住支援機能だけでなく地域の福祉施策推進の中核的役割として、下記の機能を有することを明確にすべきである。

居住支援機能・地域移行支援機能

- 支援
- 意思決定支援ガイドラインに基づいた
 - ・個別支援計画の作成
 - ・居住選択支援



- ・継続的な居住支援
- ・住環境の整備

- ・本人の望む暮らしへの移行支援

地域の障害のある人への中核的支援機能

- 地域生活支援拠点等の中核的な役割 (※)
 - ・短期入所・緊急時対応・相談支援・社会体験
- 地域の権利擁護の拠点機能
- 地域での専門的人材の養成機能

地域支援機能

- 地域の事業・サービス・コンサルティング
- 地域の障害者理解と福祉文化の醸成

障害者支援施設の在り方についての提言

2. 住まいの場と日中活動支援の場の在り方について

【現状と課題】

- ・ 障害者支援施設に暮らす利用者の日中の活動の場については、施設入所支援と一体的に運営される同一建物もしくは同一敷地内の生活介護等を利用するケースが多くを占めているのが現状であるが、意思決定支援に基づく選択肢の一つとして、昼夜分離の観点から、住まいの場と異なる場所でのサービス提供の推進を求める声がある。
- ・ 施設入所支援利用者が他事業所の日中活動を利用することが少ない背景として、障害者支援施設は施設入所支援と生活介護等の一体的な運営を要件としていることが考えられる。
- ・ 施設入所支援の報酬単価が十分でないため、生活介護等の時間帯の職員による早番や遅番などのシフト勤務により、施設入所支援の時間帯の生活支援を行うことで夜間の支援及び経営が成り立っている現状がある。そのため、施設入所支援利用者が他事業所の日中活動を利用すると、支援体制や事業運営が維持できない。
- ・ 夜勤職員の確保に苦慮しており、人材確保に向けより多くの給与の支払いが必要となっている。
- ・ 昼夜分離の促進の手段については、他事業所の利用だけでなく、障害者支援施設が実施する生活介護等の主たる事業所の敷地外への設置や、従たる事業所の活用も考えられるが、多くは同一敷地内に主たる事業所があり、また従たる事業所の設置も少ないのが現状である。
- ・ 生活介護等の定員についても、最低実施人数（20人）についてのみ規程されており、施設入所支援の定員を上回らなければならない等、施設入所支援の定員との関係性に関する規程はないが、実態として日中活動の定員が施設入所支援の定員を下回る障害者支援施設は見当たらない。
- ・ 障害者支援施設が実施する生活介護においては、夜勤等日中の時間帯以外および土日に勤務する職員も生活支援員等の常勤換算数に含まれるため、体制届上同じ職員配置数でありながら通所型の生活介護事業所と比べ日中の時間帯の実際の配置職員数が少ないという不均衡が生じていることも指摘されている。

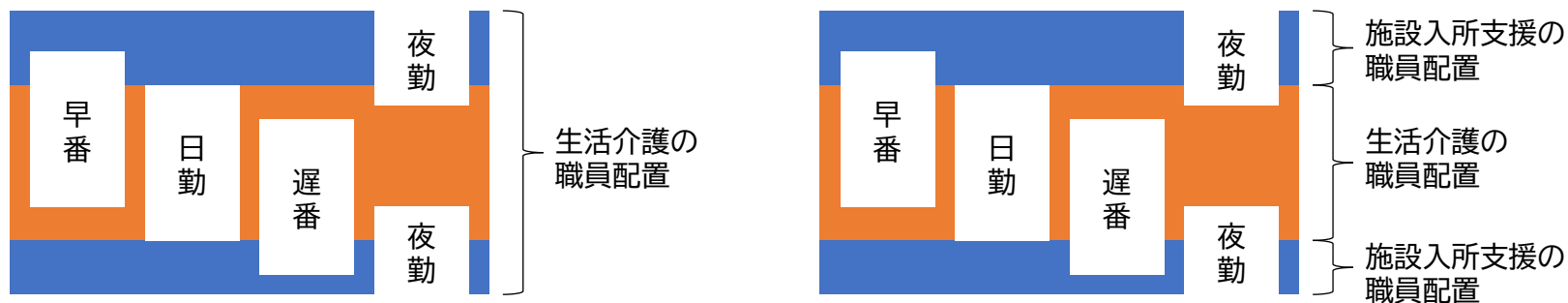
障害者支援施設の在り方についての提言

2. 住まいの場と日中活動支援の在り方について

【提 言】

- ①日中活動の場の選択肢として、従たる事業所の設置推進とともに、主たる事業所についても施設入所支援の敷地外に設置することを希望する場合はこれを積極的に認めるべきである。
- ②主たる事業所の敷地外設置や従たる事業所の設置を推進するため、複数の建物による運営は同一建物による運営と比べて経費が多く掛かることから、施設入所支援利用者が従たる事業所や敷地外の主たる事業所に通所する場合であっても、運営が十分担保される報酬設定とすべきである。
- ③事業者が望む場合であって、利用者の日中活動の場が確実に保証される場合には、他事業所の利用を推進する観点から日中活動支援の定員が施設入所支援を下回ることも認めるべきである。
- ④障害者支援施設が行う生活介護については、常勤換算数の算定（日中の時間帯に実際に配置している職員数【下図】）や各種加算など、通所系の生活介護と諸条件を揃えとともに、施設入所支援単独で事業が成り立つ職員配置基準及び報酬設定とするべきである。
また現在施設入所支援の報酬に組み込まれている土日の日中の生活支援についても、昼夜を明確化する観点から、土日の日中の支援を別に基本報酬として設定するべきである。
尚、上記の導入にあたっては一定期間の経過措置を設けるべきである。

（障害者支援施設の施設入所支援と生活介護の職員配置の考え方のイメージ）



障害者支援施設の在り方についての提言

3. 個室化・生活単位の小規模化について

【現状と課題】

- ・現状において多床室を有する障害者支援施設が多く存在していることから、個室化や生活単位の小規模化など、障害者支援施設における生活環境の向上が求められる。

【提 言】

- ①新設・建て替え・大規模修繕を行う場合には、ニーズがある場合を除き原則個室化とするとともに、生活単位の小規模化を推奨し、施設整備費補助の優先的採択および補助基準額の増額、小規模の生活単位における生活支援員等の配置基準の設定と基本報酬の増額等を行うべきである。
- ②個室化・生活単位の小規模化に関する規模（入所定員）、人員配置、設備、加算単位等については、既に制度化されている障害児入所施設における小規模グループケアの仕組みを参考にするとともに、同制度の現状を勘案して設定すべきである。
- ③障害者支援施設の小規模化、生活環境の向上を目的として、サテライト施設を創設すべきである。
 - ・規模等については、②に準ずる。
 - ・一定期間継続後「引き続きサテライト施設として運営」「グループホームに転換」を選択できるなど、柔軟な対応ができるようにすべきである。



グループホームの在り方についての提言

1. グループホームの類型・給付・職員配置・施設整備等について

【現状と課題】

- ・ 共同生活援助は既に重度・高齢の人たちも多く利用されており、今後さらにその役割を期待されるサービスが、その支援内容と、訓練等給付の位置づけや世話人という職種名から連想される業務内容のイメージに相違がある。
- ・ 職員は世話人・生活支援員・夜間支援従事者を置くこととなっているが、1人の職員が兼務して包括的な支援を行っている場合も多く、現場の実態と乖離している。またそれぞれの職種の配置数、新たに設けられた人員配置体制加算がそれぞれ別々の算定方法となっているため、必要な職員数の計算が極めて複雑になっている。
- ・ 今般の報酬改定において、介護サービス包括型は1日目から日中支援加算を算定できることとなり、定員や短期入所の要件を除き、実態として日中サービス支援型とあまり違いがない。
- ・ 複数類型を一体的に運営する場合でも、類型ごとに指定を受けるため、事務が非合理的である。
- ・ 重度・高齢の人が利用する場合は、建築面積が広くなることや、特殊機器の設置等により建築費が高額になっている。

【提 言】

仕組みの簡素化による業務効率の向上を図ることで、支援の質の向上と人材不足の解消に向けた一助となるよう、下記の通り制度を見直すべきである。

- ①介護サービス包括型と日中サービス支援型を統合し、介護給付の位置づけとする。
尚、統合にあっては、地域や事業者の実情によって運営形態が様々であることから、柔軟な運営形態が認められることが望ましい。
- ②配置職種を生活支援員に一本化し、重度・高齢の方々も十分に支援できる職員配置基準とする。
- ③複数類型を併せて運営する多機能型グループホームとして指定を受けられるようにする。
- ④重度・高齢の人が利用するグループホームの施設整備費補助基準額の増額を行う。

グループホームの在り方についての提言

2. グループホームの質の担保について

【現状と課題】

- ・グループホームの支援の質について多くの課題が指摘されているが、その要因として、
 - スキルや経験のない事業者の参入が増加している。
 - 福祉サービス第三者評価の受審が極めて少ない。また評価機関も地域によっては不足している。
 - 日中サービス支援型については、協議会等にてサービスの質を評価する仕組みがあるが、あくまでも評価・意見具申にとどまり、強制力がない。
また、質の問題については日中サービス支援型に限ったことではないが、上記の対象となっているのは日中サービス支援型のみとなっている。
 - 日中サービス支援型は、本来高齢化や病気など、日中活動サービスを利用することが困難な人への日中生活支援を行うことを目的として創設されたが、若く健康で他の日中活動サービスを利用することが望ましい利用者に対しても昼間ホームで過ごすことを条件に、利用契約を行っているなど、ホームが利用者を抱え込んでいるケースも散見される。
 - 指定制度上は要件を満たしていれば指定を受けられるが、裏付けの確認が弱い場合があり、架空の職員の配置などが行われ、結果として基準より少ない人数での支援になっている場合がある。
 - 行政による指導監査・実地指導等の体制が事業所の急激な増加に追い付いていない。
などが考えられる
- ・令和6年度報酬改定により、令和7年度から「地域連携推進会議」の設置が義務付けられ、支援の質について一定の効果が期待されるが、介護保険制度の課題と同様に形骸化する懸念もある。
- ・令和6年度報酬改定において総量規制について検討することが示されたが、いまだ居住支援の資源は全国的に過不足状況について地域差が見られることに加え、国が示す障害者支援施設や病院からの地域移行を推進するためには、その受け皿としてグループホームが果たす役割は大きい。

グループホームの在り方についての提言

2. グループホームの質の担保について

【提 言】

①事業所指定の指定強化について

- ・事業所指定について以下の内容を要件として加えるべきである。
 - 代表者および管理者は障害者支援の経験を有することを原則とし、経験がない場合は全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習の受講や、介護保険の仕組みに準じた施設研修を実施するなど、一定の研修を受講することを要件とすること。
 - サービス管理責任者は、一定期間の居住系以外のサービス管理責任者の職務経験を有すること。
 - 協議会等による聞き取りにおいて、協議会等の見解を添付させ、指定の参考とすること。
- ・総量規制については、全国一律に行うのではなく、市町村は障害福祉計画策定の際に必要な数についてニーズ調査を行った上で、算出した必要数に基づき指定を行うべきである。

②支給決定の手続きについて

- ・本会としては介護サービス包括型と日中サービス支援型の統合を提言しているが、統合されない場合においては、日中サービス支援型の利用について、経常的に日中ホームで暮らすことについては、本人の希望に基づきサービス等利用計画に記載の上で支給決定するなど、本人の意思に反して日中ホームで過ごすことがないよう運用上の取り扱いを定めるべきである。

③事業開始後の支援の質の評価について

- ・協議会等の評価については可能な限り全類型を対象とすべきである。
- ・地域連携推進会議の委員の人選については、指定権者が必要と判断した場合は、指定権者が推薦するグループホームの運営に見識のある者を複数名委員とすることを義務付けるべきである。
- ・上記見識のある者の人選として、指定権者は本会の各地方会等に協力を求めるなど、関連団体と連携体制を図るべきである。
- ・地域連携推進会議が質の向上に寄与するよう、引き続き在り方について議論すべきである。

終わりに

障害のある人たちが地域で暮らすにあたっては、住まいの支援である「**居住支援**」のみで成立するものではなく、自宅等での介助や緊急時の支援などの「**在宅支援**」、日中活動支援や就労支援、移動支援などの「**社会生活支援**」、困ったときの相談や、関係機関の調整等を行う「**相談支援**」、これらを包括的に支える体制をもって初めて「**暮らしの支援**」と言えると考えます。

我が国は人口減少社会に入り、この20年で生産年齢人口(担い手)が急激に減少していく社会構造に変化していくことになり、これまでの種別対応では対応しきれない地域が出てくるものと思われます。人材確保や人材育成の観点からも地域において包括的かつ横断的な対応が求められる時代に入ってくるものと思われます

これからの社会福祉法人としての役割は、地域共生社会の実現に向け、法人が公益財としての認識のもと、福祉の取組実践を重ね、地域の関係機関と連携して「地域の福祉課題」に対応していくことではないかと考えます。特に重要な点として、社会福祉法人が自律的にこれらの課題を認識して中核的な役割を発揮していく事が何より重要であると考えております。

本提言書は「居住支援」に特化した内容となっていますが、今後は長期的な視点に立った包括的な地域での「暮らしの支援」を含む、障害者支援の在り方について検討していくこととしております。

今後も障害のある人たちの一人ひとりの「想い」を大切に、地域の中で自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けて活動してまいります。